

**第 1 回**  
**北見市行財政改革推進委員会**

□日時：平成18年10月6日（金）午後3時～

□場所：北見市役所 第1会議室

**企 画 財 政 部**

## 第1回 北見市行財政改革推進委員会次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出について・・・・・・・・・・・・ 1 P
- 6 行財政改革大綱策定に係る諮問
- 7 報告事項
  - (1) 北見市行財政改革推進委員会設置要綱について・・・・・・・・ 2 P
  - (2) 北見市行財政改革大綱の策定スケジュール等について・・・・ 2 P
- 8 協議事項
  - (1) 諮問事項に対する調査及び審議の進め方について・・・・・・ 3 P
  - (2) 北見市行財政改革大綱策定方針について・・・・・・・・・・・・ 3 P
- 9 その他
  - (1) 配付資料の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 P
  - (2) 第2回北見市行財政改革推進委員会の日程について・・・・・・ 4 P
  - (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 P

□資 料

資料	1	北見市行財政改革推進委員会設置要綱・・・・・・・・	5 P
資料	2	行財政改革大綱策定スケジュール等・・・・・・・・	6 P
資料	3	諮問事項に対する調査及び審議の進め方について・	8 P
資料	4	北見市行財政改革大綱策定方針・・・・・・・・	9 P
資料	5	北見市行財政改革推進委員会名簿・・・・・・・・	16 P

□別冊資料

- ・北見市行財政改革推進委員会資料
- ・オホーツク圏北見地域合併協議会[事務事業項目に係る調整方針一覧]
- ・オホーツク圏北見地域合併協議会[新市まちづくり計画]

## 5 委員長及び副委員長の選出について

[北見市行財政改革推進委員会設置要綱・・・抜粋]

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員長	
副委員長	

## 7 報告事項

### (1) 北見市行財政改革推進委員会設置要綱について

□資料1 参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 P

### (2) 北見市行財政改革大綱の策定スケジュール等について

□資料2 参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 P

8 協議事項

(1) 諮問事項に対する調査及び審議の進め方について

□資料3参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 P

(2) 北見市行財政改革大綱策定方針について

□資料4参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 P

9 その他

(1) 配付資料の説明

別紙資料参照

(2) 第2回北見市行財政改革推進委員会の日程について

○日 時： \_\_\_\_\_ 月 日 午前・後 時 分

○場 所： \_\_\_\_\_

(3) その他

## 北見市行財政改革推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、北見市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、又は必要あるときは、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関する事項
- (2) その他行財政改革の推進に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有するもののうちから市長が委嘱する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議の招集は市長が行うものとする。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

## (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、最初の会議の日から市長に答申をする日までとする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部において処理する。

## 附 則

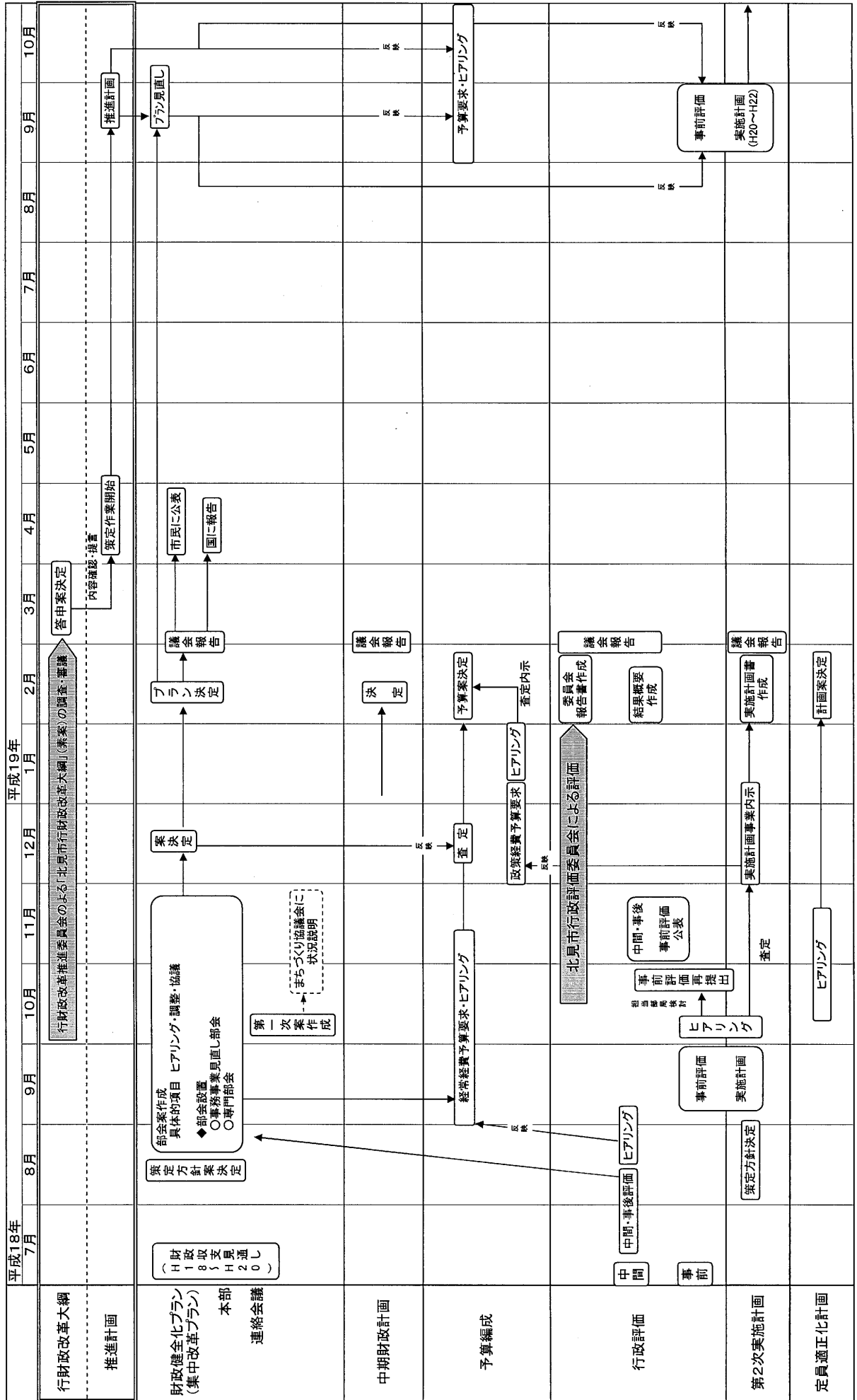
この要綱は、平成18年3月5日から施行する。

## 附 則

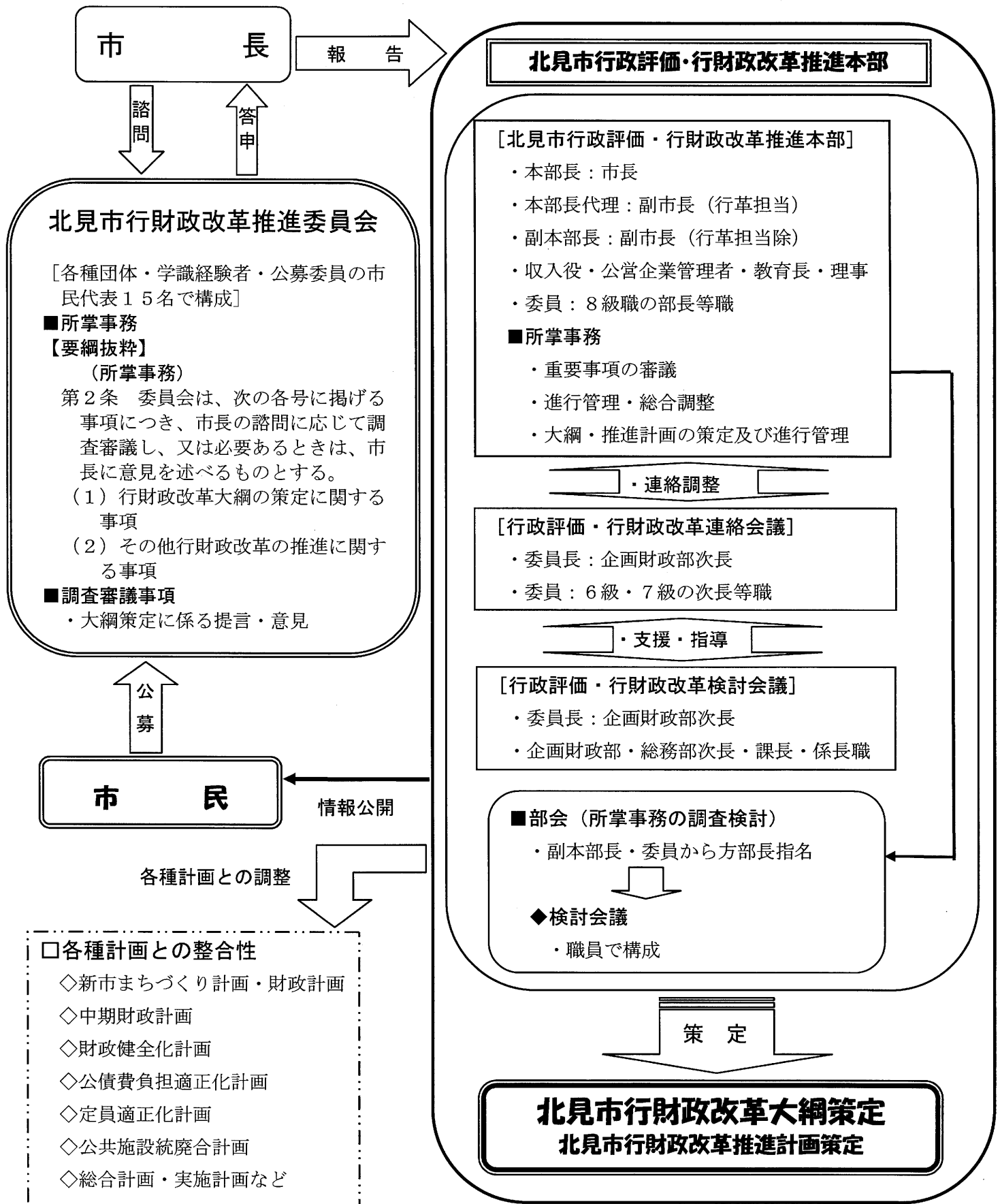
この要綱は、平成18年8月25日から施行する。



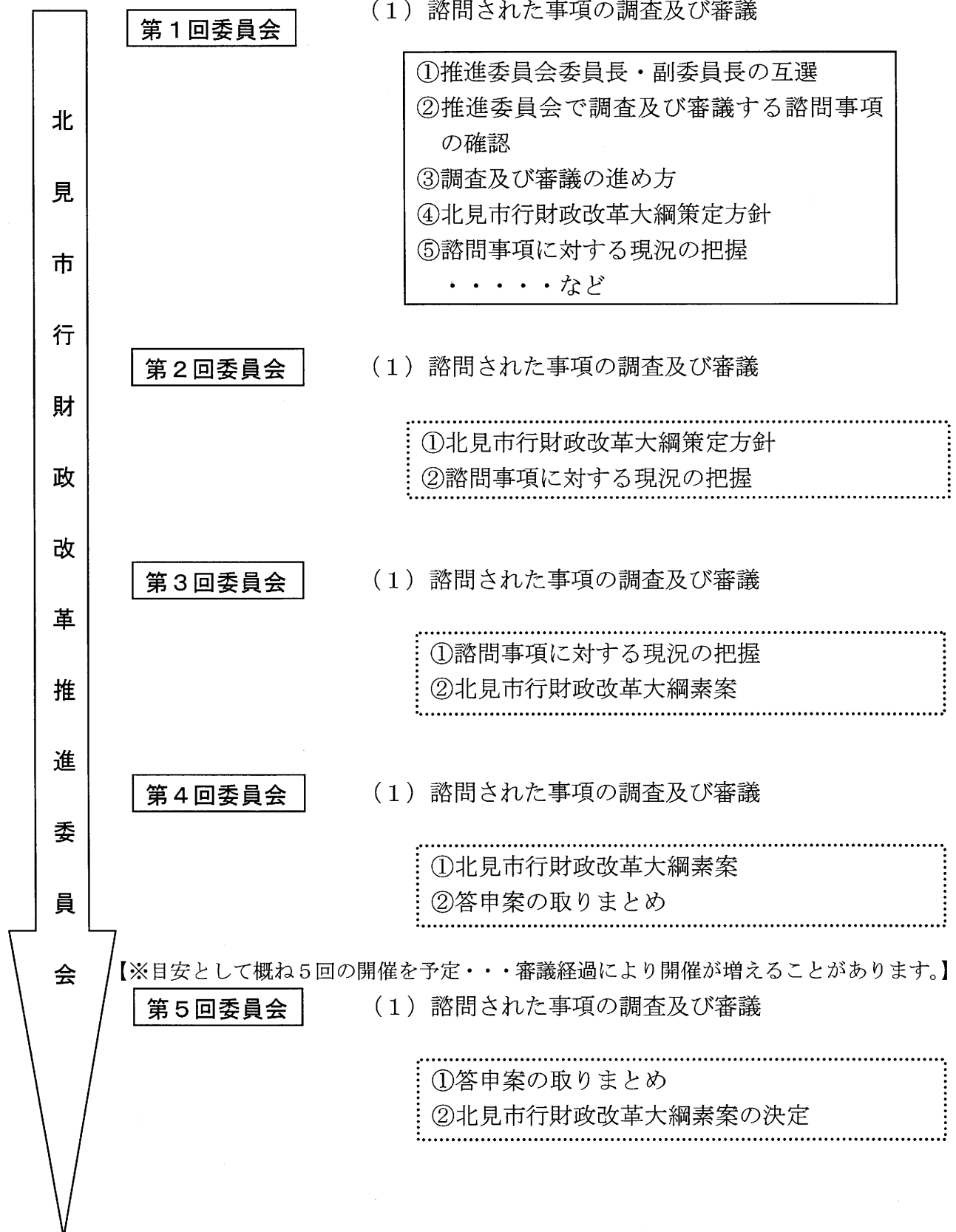
◆◆◆ 行財政改革大綱策定スケジュール ◆◆◆



行財政改革推進体制・進行管理図



## □ 諮問事項に対する調査及び審議の進め方について



## 北見市行財政改革大綱策定方針（案）

### 1. 基本的な考え方

新市まちづくり計画に基づく「効率的な行政運営の推進」を実現するため、新しい北見市として「北見市行財政改革大綱（以下、「大綱」という。）」を策定し、効率的・効果的な行財政運営の確立を図るものとします。

また、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（総務省：平成17年3月29日：以下「新指針」という。）を基本に、大綱の策定を進めることとします。

### 2. 大綱策定の背景

#### （1）北見市を取巻く背景

国においては、本格的な地方分権に向けた取り組みを進めており、地方は、これまで以上に自主・自立的な行政運営を行い、変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに的確に対応することが求められています。

一方、多種多様な市民サービスを支える財政状況は、国の「三位一体の改革」により、地方へ税源移譲がなされたが、地方交付税、国庫補助金の減少・縮減などが先行し、十分な財源移譲が進んでいるとはいえない状況となっています。

加えて、国の財政再建が先行することが考えられ、この先についても地方交付税の削減傾向は続くものと予想されます。また、これまで実施してきた景気浮揚対策などにより、国・地方合わせた長期債務残高は800兆円を超過すまでとなり、極めて厳しい財政状況にあります。

#### （2）北見市の現状

平成18年3月に旧北見市、旧端野町、旧常呂町、旧留辺蘂町の1市3町が合併し、新しい北見市が誕生しました。

今回の合併にあたっては、新しい自治の試みとして、それぞれの地域が持つ歴史や文化、特性などを尊重し、機能を分担しながら地域全体の均衡ある発展に、責任と役割を担う地域自治の組織作りが最も重要であると認識し、まちづくり協議会を一体とした、いわゆる「北見方式」の自治区を設置し、今までにない取り組みを進めています。

また、オホーツク圏北見地域合併協議会では、新市の将来像「ひと・まち・自然きらめく オホーツクの中核都市」を実現していくための基本方針を定め、それを実現するための主要施策及び財政計画からなる「新市まちづくり計画」を策定しましたが、財政計画においては、類似団体の職員数を参考に、平成27年度までに普通会計ベースで職員212人を削減することや事務事業の効率化などによる物件費や補助金などの抑制策を前提とするとともに、基金の利活用などにより収支不足が発生しないものとして策定されました。

そうした中で、国が推進する三位一体の改革、長引く景気低迷による市税収入の

落ち込み、少子・高齢化に伴う義務的経費の増加などにより、新市に引継がれた市債及び債務負担行為残高の合計が1,500億円を超えるなど、きわめて厳しい財政状況が続いております。

特に、本年6月に推計した平成18年度から平成20年度までの「財政収支の見通し」では、こうしたことに加えて、退職手当組合清算金など合併に伴う一時的な財政負担増などにより、多額の収支不足が見込まれ、合併後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。

なお、この収支不足の見込みについては、収支見通し策定後の変動要因や景気動向、社会保障関連経費の伸び、また、国による税財政制度の改正いかんによっては、更に厳しい状況が予想されます。

### (3) 旧1市3町の行財政改革の取り組み

合併前の1市3町においてもそれぞれ、国が策定した指針に基づき独自の行政改革大綱を策定し、それぞれ行政改革の取り組みを進めてきました。

旧北見市においては、昭和61年に「北見市行政改革大綱」を策定し、本格的な行財政改革の取り組みがはじまり、平成7年12月には、「行政改革推進計画」（平成8年度～平成10年度）を策定し、管理職手当の見直し、定員適正化計画の策定、し尿収集業務委託など77の取組項目に基づき、時々の社会経済を見据えた行政改革の取り組みを進めてきました。

その後、平成10年11月には、この「行政改革推進計画」を見直し、これに補強した「行政改革推進計画改訂版」（平成11年度～平成13年度）を策定し、ゴミ収集業務の一部委託、保育時間の延長、負担金・補助金の見直しなど62の取組項目に基づき、より簡素で効率的な行政の実現に向けての取り組みを進めてきました。

しかしながら、平成11年3月に策定した「市財政の中期試算」では、過去に例を見ない厳しい財政状況から、新たに平成12年度からの取り組みとして平成12年2月に「行財政改革推進計画」（平成12年度～平成14年度）を策定し、給与制度の見直し、公債費負担適正化計画の策定、人事管理の適正化など89の取組項目に基づき、一層の改革を進めてきました。

さらに、平成15年2月には、新しい行政システムの取り組みや市民とのパートナーシップの構築等を踏まえ、新たな観点から「行財政改革推進計画」を継続改訂（平成15年度～平成17年度）し、指定管理者制度の導入、各種業務委託料の見直し、使用料・手数料の見直しなど94の取組項目に基づき、引き続き行財政改革の取り組みを進めてきました。

また、行財政推進計画の策定にあたっては、平成7年7月に「行政改革市民会議」、平成9年3月に「行政改革推進市民懇話会」を設置し、行政改革推進計画について提言を受けています。平成11年8月には、「行政改革推進市民懇話会」を発展的に改組し、「行財政改革推進市民会議」を設置し、これまで以上に専門的経営的な視点を取り入れた、行政全般についての在り方などについて提言や意見を受けるなど、市民参加の行財政改革の取り組みを進めてきたところです。

旧端野町においては、昭和58年10月に民間有識者による「端野町行政改革調査会」を設置し、その答申を受け昭和61年に「端野町行政改革推進大要」を策定し、行政組織のあり方、各種補助金制度、民間委託等15分野140項目にわたる町政全般について、行政改革の取り組みを進めてきました。

その後、当初の行政改革の取り組みから10年が経過し、これまで取り組んできた行政改革の再点検を行うとともに、新たな行政改革に取り組むため、町民有識者からなる「端野町行政改革推進委員会」を設置し、平成8年11月に「端野町行政改革大綱」を策定するとともに、平成9年11月には、大綱に基づく具体的な行政改革の推進項目を定めた「第1次端野町行政改革推進計画」（平成9年度～平成13年度）を策定し、引き続き改革の取り組みを進めてきました。

また、地方分権など地方を取り巻く環境が大きく変容したことや町財政の健全化のため一層の行財政改革に取り組むため、平成12年10月に「第2次端野町行政改革推進計画」（平成12年度～平成16年度）を策定し、事務事業や行政組織・事務機構の見直し、職員定数管理・給与の適正化など39項目について、さらなる改革を進めてきました。

旧常呂町においては、国の行政改革の推進及び抜本的税制改革の動向などから、昭和60年8月に民間有識者による「常呂町行政改革推進委員会」を設置し、その答申を受け昭和62年3月に「第1次常呂町行政改革大綱」を策定し、定員管理の適正化、組織・機構の簡素合理化、民間委託・OA化等事務改革の推進など6分野27項目の行政改革の取り組みがはじまりました。

その後の少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢の変化に伴う財政の悪化や当初の行政改革の取り組みから10年余りが経過していることなどから、平成7年12月に民間有識者による「常呂町行政改革推進委員会」を設置し、その答申を受け平成8年10月に「第2次常呂町行政改革大綱」を策定しました。

また、今後の分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政を推進するため、平成14年11月に「常呂町行政改革実施計画」（平成15年度～平成19年度）を策定し、定員管理の適正化、給与制度の見直し、各種補助金等の全面的な見直しなど45の項目について、さらなる改革を進めてきました。

旧留辺蘂町においては、昭和61年に（第1次）「留辺蘂町行政改革大綱」を策定し、各種委員会等の整理統合と委員数の削減、補助金の一律カットなどを進め、平成3年度には「行政事務改善委員会」を設置し、住民に分かりやすく能率的な組織の見直しやOA化の推進など積極的な改革に取り組んできました。

その後、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢の変化に伴う財政の悪化など、行政課題に対応するため、平成8年度に行政改革推進委員会を設置し、「留辺蘂町行政改革大綱」を策定するとともに、大綱に基づく具体的な行政改革の推進項目を定めた「留辺蘂町行政改革推進計画」（平成9年度～平成13年度）を策定し、財政の健全化、組織機構、事務事業の見直し、定員管理の適正化などについて、引き続き改革の取り組みを進めてきました。

また、聖域なき構造改革の方針が打ち出され、厳しい財政運営が予想されることから、平成14年度に「留辺蘂町行政改革大綱」（平成14年度～平成18年度）を策定し、小さな地方政府を目指す改革の取り組みを進めてきました。

### 3. 大綱の策定方法

#### (1) 大綱の策定

大綱は、新市まちづくり計画に基づく「効率的な行政運営の推進」について所掌するものとし、総合計画策定時点において調整を図ることとします。

また、行政組織、行政運営全般について、計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のサイクルに基づき不断の点検を行い、新指針を踏まえ策定することとします。

#### (2) 推進計画の策定

この大綱に基づいて、具体的な改革事項を実施するため、推進計画を策定します。

推進計画の策定にあたっては、具体的な成果を住民にわかりやすく示すことを最優先とし、効率的かつ大綱と一体的な計画とします。

### 4. 改革の進め方

#### (1) 改革の推進期間

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

#### (2) 改革の推進体制

市長を本部長とする庁内組織「北見市行政評価・行財政改革推進本部」が中心となり、本庁・総合支所を問わず、全庁的な体制で改革に取り組みます。また、学識経験者や公募市民等による「北見市行財政改革推進委員会」を組織し、市民の意見を取り入れながら、市民本位の行財政改革を推進します。

#### (3) 公表及び情報公開

新指針に掲げられた「説明責任の確保」を踏まえ、策定の過程についてホームページ等を通じて公表するなど、計画の透明性を確保し、行政運営への市民意向の反映を図ることとします。

## 【参 考】

平成17年3月29日付総務省通知『新指針』での行財政改革に取り組む主要事項  
(抜粋)

### (1) 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

- ①民間委託等の推進
- ②指定管理者制度の活用
- ③PFI手法の適切な活用
- ④地方公営企業の経営健全化
  - ・サービス自体の必要性について検討し、公共性の確保が薄れている場合、民間への事業譲渡検討
  - ・公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入
  - ・定員管理、給与の適正化
- ⑤第三セクターの抜本の見直し
  - ・統廃合、民間譲渡、完全民営化などの検討
  - ・経営改善が極めて困難と判断される事業の法的整理
- ⑥地方公社の経営健全化
  - ・土地開発公社など地方公社の経営改善等に、積極的に取り組む
  - ・経営改善が極めて困難と判断される事業の法的整理
- ⑦地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共サービスの提供を行おうとする取り組みについて、それぞれの地域の実情に応じ、積極的に推進する。

  - ・活動主体に対する援助、活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置、まちづくり協議会や自治区等の活用など、活動主体との積極的な連携・協力
  - ・地域協働を実践するため、職員の意識改革や勤務体制の整備
- ⑧権限移譲
  - ・積極的な権限移譲を受けるための体制整備

### (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

- ・国の行政機関と均衡した縦割り型組織とせず、政策目標に基づく効果的、効率的な組織体制
- ・PDCAサイクルによる政策、施策、事務、事業の検証に基づく組織体制

### (3) 定員管理及び給与の適正化等

- ①定員管理の適正化
  - ・定員モデル、類似団体別職員数を活用した、定員適正化計画の策定  
(まちづくり計画・財政計画：平成26年4月普通会計職員数872人)
  - ・平成11年から平成16年までの純減数4.6パーセントを上回る総定員の純減



## ②給与の適正化

- ・不適正な昇給運用、退職時特別昇給は国に準じ廃止
- ・級別職務分類表に適合しない級への格付運用は必要な是正措置
- ・退職手当は国に準じて見直し
- ・特殊勤務手当等諸手当の点検、見直し
- ・技能労務職員の給与は、国における同種の給与を参考に見直し
- ・職種ごとの定員、給与等状況の公表

## ③福利厚生事業

- ・福利厚生事業に対する公費支出内容の検証

## (4) 人材育成の推進

- ・「研修に関する基本的な方針」の策定

## (5) 公正の確保と透明性の向上

- ・情報公開条例・行政手続条例の制定、パブリックコメント手続制度の活用
- ・外部監査制度の検討、監査委員などによる監視機能の強化

## (6) 電子自治体の推進

- ・行政手続のオンライン化などの推進
- ・情報システムの品質、コスト等の検証・見直し

## (7) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

### ①経費の節減合理化等財政の健全化

- ・財政健全化計画の策定（財政状況分析・事務事業見直し・歳出全般の効率化と財源配分の重点化）
- ・中期財政計画の策定
- ・公債費負担適正化計画の策定
- ・歳入歳出の状況、財政指標などの公表（バランスシート、行政コスト計算書など）
- ・収入の確保（滞納整理の強化など収納率の向上、使用料・手数料の受益者負担の適正化）

### ②補助金等の整理合理化

- ・必要性・費用対効果・経費負担の在り方を検証し、整理合理化を推進
- ・行政評価システム（PDCAサイクル）による計画的な廃止・縮減

### ③公共工事

- ・地域実情を考慮しコスト構造を改革
- ・公共工事での入札・契約の情報公開及び適正化

### ④公的施設

- ・合併に伴う重複施設の統廃合
- ・民間と競合する公共施設の新設抑制

## ●参考資料

### ■オホーツク圏北見地域合併協議会協議確認事項

- 事務事業名：行財政改革
- 調整区分：合併後に再編
- 調整方針：行財政改革は今後とも計画的に継続する必要があり、各市町の実績を踏まえ合併後に再編する。新市において「(仮称)北見市行財政改革大綱」を合併後2年を目途に策定し、効率的な行財政運営を目指す。合併後、大綱ができるまでは、現行各市町の行財政改革の視点を継続しながら、行財政運営を行う。

## 北見市行財政改革推進委員会 委員名簿

No.	氏 名	選出区分	備 考
1	稲 村 幸 宏	有識者	留辺蘂自治区
2	今 村 一 喜	〃	北見信用金庫
3	上 杉 泰 治	〃	日本赤十字北海道看護大学
4	宇 草 良 美	〃	連合北海道北見地区連合
5	葛 西 恭 博	〃	常呂漁業協同組合
6	佐 伯 政 勝	公募委員	
7	鞘 師 守	有識者	国立大学法人北見工業大学
8	関 本 篤 司	〃	自治会連合会
9	高 橋 篤 哉	公募委員	
10	橘 和 子	有識者	常呂自治区
11	永 田 たか子	〃	北見自治区
12	永 田 正 記	〃	北見商工会議所
13	畠 山 誠	〃	きたみらい農業協同組合
14	古 川 壽	〃	北見市社会福祉協議会
15	村 本 慧 乃	〃	端野自治区

※五十音順・敬称略